

和歌山県福祉サービス第三者評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について（平成26年4月1日付け雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号。以下「厚生労働省通知」という。）の別紙「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」に基づき、和歌山県における福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、特定の定めがある場合を除くほか、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について（その別紙及び別添1から6までを含む。）で使用する用語の例による。

(推進組織)

第3条 知事は、和歌山県内における第三者評価事業の推進に関する業務を行う推進組織として、和歌山県福祉サービス第三者評価事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとし、その設置及び運営に関する事項は別に定めるものとする。

2 知事は、委員会の適切な運営の確保に努めるものとする。

(第三者評価基準)

第4条 第三者評価の基準は、厚生労働省通知別添3及び別添4に基づき策定する和歌山県福祉サービス第三者評価基準（以下「第三者評価基準」という。）に定めるところによるものとする。

(評価機関の認証)

第5条 知事は、和歌山県第三者評価機関認証要件を満たす者を、第三者評価機関として認証するものとする。

2 知事は、前項の認証に係る審査を委員会に行わせるものとし、その実施に関する必要な事項は別に定めるものとする。

(第三者評価)

第6条 第三者評価機関が行う第三者評価は、書面調査及び訪問調査により行うものとする。

2 前項の書面調査は、次に掲げる書面を調査することにより行うものとする。

- (1) 第三者評価を受ける事業者（以下「評価対象者」という。）が、第三者評価基準により自ら行った評価の結果を記載した書面
- (2) 評価対象者の福祉施設・事業所に関する書面その他第三者評価の実施に関し必要な書面

- 3 第1項の訪問調査は、書面調査の結果を踏まえ、評価調査者2人以上により、第三者評価基準の評価項目に沿って、実地に評価対象者の組織の運営、福祉サービスの実施の状況その他第三者評価に関し必要な事項を把握及び検証をすることにより行うものとする。
- 4 第三者評価機関は、第1項の規定により第三者評価を行う場合にあっては、福祉サービスの利用者の意向を把握することの重要性に鑑み、評価対象者の同意を得た上で、当該評価対象者が提供する福祉サービスの利用者、その家族その他関係者に対して、アンケート調査等を行うよう努めるものとする。
- 5 第三者評価機関は、第1項の規定により第三者評価を行ったときは、評価の公正・中立性を確保するため、評価調査者による合議によって第三者評価の結果（以下「第三者評価結果」という。）を取りまとめるものとする。
- 6 第三者評価機関は、前項の取りまとめに際しては、福祉サービスの学識経験者等により構成する会議を設け、当該取りまとめに係る第三者評価結果に関して合議を行わせることにより、評価の公正・中立性の確保に努めるものとする。

（禁止行為）

第7条 前条第1項の規定による第三者評価は、第三者評価機関にあっては、その直接経営する施設・事業所、評価調査者にあっては、その直接関係する施設・事業所に対して、行ってはならない。

（第三者評価結果の報告）

第8条 第三者評価機関は、第6条第5項の規定により第三者評価結果を取りまとめたときは、知事に対して、福祉サービス第三者評価結果報告書（様式1）により、報告をしなければならない。

（第三者評価結果の公表等）

第9条 第三者評価機関は、評価対象者の同意を得て、当該評価対象者に係る第三者評価結果を公表するものとする。

2 知事は、前条の報告を受けたときは、当該報告に係る第三者評価結果（前項の同意を得たものに限る。）を和歌山県のホームページに掲載することにより、公表するものとする。

3 前条の規定による報告を行った第三者評価機関については、第1項の規定にかかわらず、当該報告を、第1項の公表とみなすことができる。

（第三者評価の実施状況の報告）

第10条 第三者評価機関は、認証の有効期間が属する年度の終了後、遅滞なく、第三者評価事業実績報告（様式2）により、当該年度の第三者評価の実績を報告するものとする。

（調査）

第11条 知事は、第三者評価事業の適正な実施を確保するため、必要な限度において第三者評価事業の実施に関し、第三者評価機関に必要な報告を求め若しくは指示をし、又は委員会に実地に調査をさせるものとする。

(研修制度)

第12条 知事は、評価調査者（その候補となるものを含む。）に対して、厚生労働省通知別添6に基づき策定したカリキュラムによって第三者評価事業の実施に係る次に掲げる研修を実施するものとする。

(1) 評価調査者養成研修（評価調査者を養成するための研修をいう。）

(2) 評価調査者継続研修（評価調査者のための研修をいう。）

2 前項各号に掲げる研修の講師は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者又はその者と同等の知識及び技能を有するものとして知事が認めるものをもって充てるものとする。

3 第三者評価機関は、その評価調査者（その候補となるものを含む。）に対して、第1項各号に掲げる研修の定期的な受講の機会を確保するものとする。

(情報公開)

第13条 知事は、次に掲げる事項に関して、情報の公開を行うものとする。

(1) 委員会に関する事項

(2) 委員会が認証した第三者評価機関に関する事項

(情報交換)

第14条 知事は、第5条第1項の規定により認証を受けた第三者評価機関と、定期的に第三者評価事業に関して意見交換を行うものとする。

(報告)

第15条 知事は、毎事業年度終了後、速やかに、社会福祉法人全国社会福祉協議会に対し、第三者評価事業の推進に関する業務の実施状況等を報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。